

令和3年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として、住民票の世帯構成全員が、令和3年度市県民税が非課税などの世帯に一律10万円を給付します。

●対象者

次のいずれかを満たす世帯

- ①令和3年度市県民税非課税世帯
令和3年12月10日時点で大野城市に住民登録があり、同じ世帯全員の令和3年度市県民税が非課税であり、世帯全員が課税されている者からの扶養親族でない世帯
- ②家計急変世帯

市県民税が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、令和3年1月以降の収入減少により、市県民税非課税相当と見なされる場合に給付金を給付します。

●非課税となる収入目安

令和3年1月以降の任意の1カ月に12を掛けた金額が市県民税非課税相当の水準まで落ち込んだ世帯

◇単身または扶養親族がない

世帯 96・5万円以下

◇配偶者・扶養親族（1人）を扶養している場合 146・9万円以下

◇配偶者・扶養親族（2人）を扶養している場合 187・7万円

◇配偶者・扶養親族（3人）を扶養している場合 232・7万円

◇配偶者・扶養親族（4人）を扶養している場合 277・7万円以下

●給付額

一律10万円（一世帯あたり）

●申請方法

①令和3年度市県民税非課税世帯の対象と思われる世帯には、1月中旬に案内を発送していますので、確認してください。

②家計急変世帯

申請方法などは、現在準備中です。準備が整い次第、市ホームページでお知らせします。

●配偶者などからの暴力（DV）を理由に大野城市から避難している人

配偶者などからの暴力を理由に避難している人で、居住している自治体に住民票を移すことができない場合は、所定の手続きをすることで、避難先の自治体から給付金を受け取ることができます。詳しくは決定次第、市ホームページでお知らせします。

●基準日（令和3年12月10日）に住民票の登録がない人

基準日において、いずれの自治体の住民票にも登録されていない人は、居住の自治体で住民票に登録された場合、その自治体で要件を満たせば給付対象者となります（申出期限 9月30日）。

●問い合わせ先

給付金対策室

☎(580)1917



市中小企業緊急経済対策 融資（利子補助有り）の 認定要件を見直しました

●認定要件

新型コロナウイルス感染症の影響で、融資申込日の直近の1カ月の売上高が、過去3年間のいずれかの年の同月と比較して5%以上減少していること。

●融資申込先

市商工会
●利子・保証料補助 請求できる時期に、事業者の方へ市から直接案内します。

※詳しくは、市ホームページを確認してください。



●問い合わせ先

◇ふるさとにぎわい課にぎわいづくり担当 ☎(580)1895
◇市商工会 ☎(581)3412